

環 保 第 1082 号
平成 20 年 5 月 9 日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 橋



三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について（諮問）

公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について、貴審議会の意見を求めます。

大阪府内のダイオキシン類常時監視により平成 12 年度から神崎川新三国橋における水質が環境基準値を継続的に超過していることが判明し、原因究明のため上流域において追跡調査を行ったところ、平成 17 年 11 月の調査で摂津市を流れる農業排水路である三箇牧水路の底質に高濃度のダイオキシン類が存在することが明らかになりました。

一方、降雨時の湛水被害に関する地域の要望を受けて、府は同水路に鳥飼北部排水機場を建設し平成 18 年度に完成しましたが、同施設を稼働させると上流の汚染底質を安威川に放流することから、緊急措置として平成 19 年 3 月までに排水機场上流の汚染底質を除去し、水路敷内に暫定保管しました。

平成 18 年 9 月に設置したダイオキシン類に関する環境対策検討委員会底質対策専門部会において汚染原因の究明が行われ、底質の濃度分布および異性体・同族体組成、事業所試料と合わせた統計的解析により原因者が廃棄物処理を業とする事業者に絞り込まれました。さらに過去の施設の稼働状況、類似事例から汚染メカニズムおよび発生時期が推定され、主たる汚染原因者は当該事業者であるという推定結果が平成 19 年 8 月にとりまとめられました。

つきましては、保管底質の処分にあたり、事業者には事業費の全部又は一部の負担を求めるため、公害防止事業費事業者負担法第 6 条第 1 項の規定に基づき、府が施行者となり費用負担計画を策定することとし、貴審議会の意見を求めるものです。